

宗教等二世の被害の防止と支援の在り方に関する意見書

2023年（令和5年）12月14日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 国は、宗教等二世問題が子どもの人格形成に大きな影響を与え、成長発達を著しく阻害し、成人後も長期にわたって二世の人生に困難を強いる重大な権利侵害であることを認識し、以下のような施策を行うべきである。

(1) 保護者の信仰等を理由とする子どもへの虐待行為ないしは子の福祉を著しく害する行為に対して、令和4年12月27日付け厚生労働省子ども家庭局長通知「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関するQ&A」（以下「児童虐待等への対応に関するQ&A」という。）などの周知を通して、児童相談所等が適切に対応するように徹底するとともに、子どもの意思を尊重した対応を行うために、子どもの意見表明を支援すること。

(2) 学校等において宗教等二世問題に適切に対応ができるようにするために、教育委員会及び学校の取組の指針となる宗教等二世問題への対応マニュアルを策定するとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーなどの配置を充実させ、教育現場で宗教等に悩む子どもを把握し、その支援を行えるようにすること。加えて学費等の支援制度を整備しつつ、教育の無償化を拡大することによって、保護者の宗教行為によって子どもの学習権が経済的理由で制限されないようにすること。

(3) 現行の法律では、子どもの権利侵害の救済に当たり十分な対応ができない点について、以下の法改正を検討すること。

① 宗教法人に対し、宗教活動において子の信仰の自由その他の子どもの権利を擁護し、子の成長発達に配慮することを義務付けること。具体的には、宗教法人法に、宗教法人の義務として、子の信仰の自由及び成長発達に配慮することを規定すること。

② 児童の福祉に影響を及ぼす立場にある者、団体について児童の権利擁護の努力義務を規定するとともに、重大な権利侵害行為について罰則を設けること。具体的には、

ア 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第3条に第2項を設けて、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、児童が所

属する団体及び保護者が所属する宗教団体の構成員等、児童の福祉に影響を及ぼす立場にある者は、特に児童の権利擁護に努めなければならない。」旨を規定すること。

イ 児童福祉法第34条に、宗教活動や教義等に基づいてなされる子どもの福祉を侵害する行為を具体的に列挙して禁止するとともに、重大な権利侵害行為に対する罰則を設けること。

③ 児童虐待防止法第2条の児童虐待の定義に経済的虐待を加えること。

④ 未成年者が法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項各号に掲げられた権利を行使しようとする際に、弁護士費用の支援制度（償還義務を伴わない給付型の制度）を設けるとともに、未成年者と扶養義務者との間に具体的扶養義務を定める合意がなされているが、扶養義務者からの支払がない場合には、国又は地方自治体が扶養義務者に代わって扶養義務を履行した上で、扶養義務者に求償する制度を設けるといった、未成年者がより使いやすい扶養料請求の実現方法を検討すること。

(4) 宗教等二世の子どもの中には、幼少期からの保護者の信仰ないし宗教的思想による影響により、他人に相談することに困難を抱える者が多いことに特に配慮して、宗教等二世の子どもが安心して相談できる相談体制を構築すること。

(5) 宗教等二世の子どもが、子ども時代のみならず成人後も長期にわたり心理面、生活面等で困難を抱え続けることに配慮して、教育、福祉、医療等の多機関が連携した伴走型の支援体制を構築すること。

(6) 宗教等二世の実情を正確に把握するために、当事者や当事者団体、その他宗教等二世を支援する団体・個人等からの聴き取りなどの実態調査や、過去の宗教等二世への権利侵害の事例を検証するとともに、被害の救済及び予防のため、保護者、子ども、社会全体のそれぞれに向けた啓発を行うこと。

(7) 宗教等二世の支援において民間団体が重要な役割を果たすことを認識し、民間団体に対して適切な情報提供や経済的支援等の援助を行うこと。

2 地方自治体は、国が行う立法、通達・通知等及び各地方自治体の独自施策に基づいて、支援が必要な宗教等二世の把握に務め、民間団体とも連携しながら、教育、福祉、医療等の各施策を通して、宗教等二世への相談、支援を確実に行うこと。その際、多くの宗教等が各地域に存在するところ、問題の現れ方も地域によって様々であることに留意して、困難を抱える全ての宗教等二世に支援

が届くように努めること。

第2 意見の理由

1 宗教等二世問題解決のための施策の必要性

2022年7月に発生した元首相の銃撃事件を受け、保護者の宗教的活動が原因となって家計のひっ迫を招き、子どもに対して十分な監護・教育がなされなかったり、子どもが保護者の信仰に基づく特異な思考・行動様式を強いられたりするなど、その成長や発達に重大な影響を受ける実態があることが、被害を受けた者の告白などにより、明らかになってきた¹。そして、人格形成期にこうした環境下に置かれた者は、成人した後にも、植え付けられた宗教上の教義から離脱できず、長年にわたり精神的に不安定な状態となることを余儀なくされ、生活上の困難を抱え続けることも明らかになってきた。

このように、特定の宗教を信仰する保護者の下で、その信仰を強いられたり、宗教上の教義の影響を受けて育つ立場の者は一般的に宗教二世と呼ばれている。そして、同様の問題は、宗教と明確に定義されない特異な思考背景を持つ団体や個人の影響下にある保護者の下で暮らす子どもにも生じ、対応において共通する部分がある。そこで、本意見書においては、保護者が属する宗教及び宗教以外の団体等の教義ないし思想による影響を受ける子どもを「宗教等二世」と呼び、宗教等二世が被る人権上の問題を「宗教等二世問題」として論ずる。

言うまでもなく、宗教等二世が置かれた前記のような状況は、子どもの生存、成長発達の権利等、子どもの諸権利を侵害するものである。

国は、こうした問題について、2022年8月、政府において「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を設置し、また、被害実態の把握と被害者救済のための前提として情報提供のための集中相談が開始された。これを受け、同年9月30日に開催された同会議で取りまとめ概要（案）が示され、相談内容が宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をしないこと等の確認（申合せ）とともに、申合せを踏まえ、関係省庁において必要な通知文書を発出することなどが確認された。同年10月6日には、文部科学省からは、各都道府県教育委員会教育長等に対し、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえ

¹ 当連合会は2022年9月5日から霊感商法等の被害についてフリーダイヤル等での無料相談受付を開始した。全国から報告された相談事例には本人や家族からの財産的被害のものが多く、中には宗教等二世、三世からの相談もあった。

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/consumer/reikanreport3.pdf>

た児童生徒の教育相談の取組について（通知）」（令和4年10月6日4初児生第20号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が発出された²。この中で、保護者の信仰の影響で親族間の問題、心の悩みや生活困窮を訴える子どもが一定数存在することを前提に、教育相談体制の充実に向けた施策を講じていくことを求めている。また、家庭における宗教等を理由とした子どもへの権利侵害行為を防ぐために、児童虐待等への対応に関するQ&Aの内容が児童相談所や市町村など虐待対応を行う機関に徹底され、適切に運用されることを求めている。このように国は関係省庁から通知等が発し、また後述するように2022年12月には新法を成立させ、子の養育費等を保全するための債権者代位権の行使に関する特例などを制定してきたが十分とは言えない。宗教等二世の抱える問題は多様であり、さらに踏み込んだ施策を行っていくことが求められる。

当連合会は、宗教等二世の問題を深刻な子どもの権利侵害にとらえ、子どもがこうした問題による被害を受けることを防ぐとともに、宗教等二世問題を抱える子どもを適切に把握して支援し、その権利の回復を図るために、国、地方自治体が行うべき対応を検討した。あわせて、当連合会を含む子どもの支援に関わる民間団体等における適切な支援の在り方を検討し、これらの検討結果を本意見書として公表するものである。

2 家庭における問題（意見の趣旨1(1)関係）

(1) 子どもの権利条約と保護者の監護教育権行使の制限

宗教ないし宗教的価値観は、個人の人格形成に大きな影響を与えるものであり、憲法第20条及び子どもの権利条約（以下「条約」という。）第14条第1項により、子どもの信仰の自由が保障される。

一方で、条約第14条第2項は、子どもが自己の権利を行使するに当たって、保護者が子どもの能力の発達と一致する方法で子どもに指示を与える権利及び義務を尊重することを締約国に義務付けており、保護者がその信仰に基づいて子どもを監護教育することも尊重されるべきである。

もつとも、例えば、言動等により恐怖をあおって宗教活動等を強制させる、

² 同日、法務省からは法務局人権擁護部長・地方法務局長に対して「「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた人権擁護活動の強化に向けた取組について（依命通知）」（令和4年10月6日法務省人権擁護局調査救済課長及び同局人権啓発課長）が、厚生労働省からは都道府県知事・市町村に対して、「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」（令和4年10月6日厚生労働省子ども家庭局長）がそれぞれ発せられている。

深夜まで宗教活動等への参加を強制する、宗教等の教義を理由に高校等への進学を認めない、必要な医療を受けさせない、体罰を加える等、保護者の信仰に裏付けられた行為が子どもの権利を侵害する場合には、保護者の信仰に基づく監護教育は制限される。

子どもの権利侵害性を判断するに当たっては、条約の4原則である子どもの最善の利益の考慮（条約第3条）、差別の禁止（条約第2条）、生命・生存・発達への権利の保障（条約第6条）、意見表明権の保障（条約第12条）を踏まえて判断するほか、前述の第14条第2項において、保護者の指示が子どもの発達しつつある能力に適合する方法でなされることを求めている点に留意が必要である。すなわち、子どもの発達に見合わない指示、あるいは子どもの発達を阻害しあるいは有害になる指示は保護者の権利及び義務の範囲を超えているものといえよう。

この点で、児童虐待防止法に定義された児童虐待がなされている場合には、子どもの最善の利益に反するものとして、保護者の信仰に基づく監護権行使は制限され、行政等の介入が正当化されるのは当然である。したがって、国は、前述の児童虐待等への対応に関するQ&Aの周知などを通して、保護者の信仰等に基づく子どもの権利侵害行為に対して児童相談所及び市町村が福祉機関、教育機関及び医療機関等と連携しつつ適切に対応することを徹底する必要がある。

(2) 子どもの意見の尊重及び意見表明の支援

虐待と認定することが困難な場合においても、宗教活動への参加や信仰に基づく行動の制限などが、子どもが真摯に表明した意見に明確に反する場合には、子どもの意見が尊重され、保護者の信仰に基づく監護は制限されるべきである。その際、子どもの意見は、乳幼児期からの保護者の宗教的価値観に強く影響を受けていることから、子の意見表明を支援しつつ、子どもの真意を見極めることが重要である。

なお、客観的に見て、宗教的な理由から他の子どもと大きく異なる生活を送っており、それが子どもの成長発達に影響が及ぶと考えられるものの、子どもが明確な意見を表明できない場合もある。そのため、行政等は、このような場合もあることを想定しながら子どもの権利保障に遺漏がないよう対応を図る必要がある。

3 学校における問題（意見の趣旨1(2)関係）

(1) 学校生活における宗教等の問題を抱える子どもの把握

子ども及び保護者の信仰は尊重されるべきであり、教育内容を含む学校生活において、学校は信仰に対して一定の配慮をする必要がある。もっとも、前述の条約の各規定等に照らして、学校に求められる配慮が専ら保護者の意向に基づき、子どもの本心と異なる場合や、子どもの教育を受ける権利を侵害すると認められる場合、その他、子どもの生存、成長及び発達に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの意見をできる限り尊重する方向で宗教への配慮の実施やその範囲について検討する必要がある、その前提として、まずは学校が宗教等の問題を抱える子どもを把握することが重要である。

その端緒として、学校生活の中で、保護者の信仰に関する悩みを子どもが教職員に話すことなどが考えられる。また、保護者や子どもから、信仰を理由に学習上、学校生活上の配慮を求められた際や、子どもが学校において他の子どもと異なる行動に及ぶことから、子どもが信仰の影響を受けていることを教職員が認識する場合もあり得る。家庭内での子どもの生活状況が第三者に認識されにくいことを考慮すると、学校はこれらの端緒を逃すことなく、的確に宗教等二世の問題を抱える子どもを把握できるよう努めるべきである。

(2) 学校の対応の基本的な在り方

学校において、子どもが保護者の信仰の影響を受け、子どもの権利侵害が生じていると把握した場合には、学校内の情報共有を密にして組織的に対応するとともに、児童相談所などの関係機関と連携する必要がある。

この点について、文部科学省は、令和4年11月10日付けで「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の教育相談等の取組について（通知）」を発し、宗教に関係することのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努め、児童生徒の心のケアを図る必要があると考えられる事案があった場合には、学校内の関係者が情報を共有し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと共にチーム学校として、教育相談に取り組むこと及び児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うことを各都道府県の教育委員会等に指示しており、これ自体は重要な施策である。

もっとも、現状では、保護者の信仰を理由に子どもがどのような困難を抱える可能性があるか、また、それをどのような形で教職員が認識できるかなどについて、個々の教職員及び組織としての学校が必要な知識を十分に有しているとは認めがたい。加えて、信仰の自由の保障との関係で、個々の教職

員がどの程度まで信仰の問題に踏み込んで子どもの心情や悩みを把握してよいのか迷う場合も多いと思われる。

したがって、こども家庭庁において、文部科学省と協議しつつ、宗教の問題に悩む子どもの実情を把握し、宗教の問題に関する学校の対応について解説するマニュアル等を作成したり、関係者への研修を実施して、関係機関と連携しながら適切な支援を行うための情報提供をしたりすることが不可欠である。その際、宗教等二世の当事者の話を聞き、また上記通知において報告を求めている、宗教との関わりに起因する問題を背景とした相談対応を行った事例を参考にすることが有益と考えられる。

(3) 保護者の宗教活動を背景とした学費等の不払いへの対応

保護者が宗教関連で多額の支出を行うことにより、私立高校の学費や、学校における給食費、修学旅行費等の費用を滞納し、子どもの教育に影響を及ぼす可能性がある。その中には、就学援助制度や高等学校等就学支援金制度に基づいて支払われる金銭を宗教目的に使用する場合も含まれる。

こうした事例についても、上記文部科学省通知で対応が指示されているが、対応を行う前提として、学費等の滞納があった場合に、単に滞納を解消するための働きかけを行うのではなく、背景に、宗教問題を含む保護者の不適切な養育が存在する可能性を念頭におき、スクールソーシャルワーカー等が支援し、また関係機関と連携するなどしながら、子どもの学習権が全般的に保障されるように努める必要がある。

当連合会は、「子どもの権利条約に基づくこども大綱の策定を求める意見書」（2023年7月13日付け）において、あらゆる子どもの学びの機会を保障するとともに、貧困によって子どもの学習権が制限されないように、教育の無償化を実現することを求めており、全ての子どもについて、給付型奨学金制度の拡充、公立の義務教育課程及び高校の学費の完全無償化、高等教育や私立高校についての経済的負担の軽減など、教育の無償化を拡大する必要性を述べている。

宗教等二世についても、保護者が宗教的活動に伴う支出の原資を確保するために、高等教育を受ける意欲と能力があるにもかかわらず子どもの進学を支援せず、入学金や学費を負担しない場合、子どもは奨学金を受けたり、授業料等の減免の措置を求めたりする必要性が高い。しかし、日本学生支援機構の奨学金制度及び授業料の減免制度では、資力判断の対象とされる「生計維持者」が基本的に両親（離婚して父母の一方と別生計となっている場合に

は同居している親)とされており³、生計維持者である親に一定の所得がある場合には、結果として、奨学金や授業料の減免が受けられないという問題が生じる。

特に、保護者の信仰に基づく監護・教育により他の子どもとは異なる生活を強いられてきた宗教等二世にとって、高等教育を受けることは、社会生活上に必要な知識を得るだけでなく、他の学生との幅広い交流を通して社会への適応力を育む上でも重要であり、保護者の信仰を原因とする経済的理由で進学が断たれるのは不合理である。

文部科学省は、上記令和4年11月10日付け通知において、「大学等への進学を希望する高校生等からの相談事項が、進学に係る経済的支援に関するものであると認められる場合には、奨学金などについて案内し、必要に応じて生徒が申請できる支援内容等を独立行政法人日本学生支援機構に確認するなど、生徒に寄り添った対応を行うこと。」を指示しているが、前述のとおり日本学生支援機構の奨学金制度には現状では不十分な点があるため、日本学生支援機構とも協議しつつ、親と同居している場合を含め、宗教等二世が高等教育を受けられるような経済的支援の施策を採るべきである。

(4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの拡充

以上のように、学校における宗教等二世問題への対応は極めて重要である。しかし、宗教等二世の問題は、信仰の自由と関連することが多く、特に、特定の宗教を信仰する親の親権行使の限界を検討しつつ、信仰に深く根付いた家庭に対する効果的な介入方法を検討したり、児童相談所との連携（通告も含め）を検討したり、あるいは信仰等の対象集団からの学校への苦情申入れに対応するなど、保護者や関係者との対応において、法的ないし福祉的な知識、技術が求められる場合が多いと考えられる。また、保護者の信仰する教義に基づく思考や生活様式を長期間にわたって強いられた子どもが、その後の成長過程において不安定になることは容易に予想されることであり、子どもの支援において心理面での支援が不可欠である。

こうした支援を教員だけで行うのは困難であり、心理、福祉、法律の専門

³ 社会的養護の下で暮らす子どもは子ども本人が生計維持者とされ、親のDVで親と別居していることが公的機関により証明された場合にも、親は生計維持者とならないとされるが、親との同居を継続している中で、宗教上の理由等で親が子どもに進学をしない場合には、子ども本人が生計維持者とはみなされないため日本学生支援機構の奨学金は受けられない。

家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを活用することが有効である。

現状では、特にスクールソーシャルワーカーとスクールロイヤーの配置状況は地域によって異なり、全国的には十分とは言い難いため、より一層配置の充実と促進が求められる。

4 宗教等二世問題解決のために検討されるべき立法（意見の趣旨 1 (3) 関係）

(1) 現行法における子どもの権利侵害に対する法規制

信仰の自由が憲法上保障されることから、国家による宗教団体等の活動の規制は謙抑的になされる必要がある。

一方で、子どもの信仰の自由や教育を受ける権利は憲法により保障され、さらに、子どもの成長・発達の権利が条約で保障されていることから、宗教活動は子どもの権利との関係で一定の制約を受ける。

また、保護者の信仰等に基づく監護教育も尊重されるべきであるが、それが子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす場合には制限を受ける。

現行法において、宗教団体が行う子どもに対する権利侵害行為を防止する法制度として、以下のものがある。

- ① 法人である宗教団体が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」を行った場合に、宗教法人法の規定により法人の解散を命じられる。
- ② 宗教団体等の構成員ないし保護者を含む全ての者による子どもの福祉侵害行為は児童虐待防止法第3条、児童福祉法第34条で禁止されている。
- ③ 上記②の児童福祉法違反を含む刑法犯に違反した者は刑事処分を受ける場合がある。
- ④ 宗教団体等、その構成員又は保護者が行った行為が不法行為に該当する場合には、民法の規定により損害賠償義務を負う。
- ⑤ 保護者の監護が子の福祉を侵害する場合、特に児童虐待防止法の「虐待」に該当する場合には、児童福祉法の「要保護児童」として児童相談所や市町村の児童福祉部局が保護者の監護に介入し、重大な福祉侵害が認められる場合には、児童福祉法の規定に基づき一時保護や児童養護施設、里親等への措置により親子分離をされたり、民法の規定により親権停止ないし喪失される。
- ⑥ 保護者が宗教団体等に寄附したり、宗教団体等から高額の物品を購入するなどして子の扶養義務を果たさない場合には、新法により、寄附等の法

律行為が債権者代位により取り消され、宗教団体等に交付された金銭が扶養権利者に交付され、子の扶養料が確保される。

(2) 現行法による規制の限界・課題

しかし、これらの法制度に基づく規制には、それぞれ、以下のような限界がある。

宗教法人法の解散命令（上記(1)①）については、どのような場合に「法令に違反して著しく公共の福祉に害する」場合に該当するのか明確でないことに加え、手続的にも慎重さを要し、実効性、機動性について疑問がある。

福祉侵害行為の禁止（上記(1)②）については、禁止規定の社会的認知が十分でなく、特に、宗教団体関係者など、子どもに影響を及ぼす者に対してその趣旨をさらに徹底させる必要がある。

刑事処分（上記(1)③）については、信仰等に基づいて子どもの福祉を著しく害する行為のうち刑事責任を問える範囲が限定的で、可罰的と考えられる権利侵害行為が実際には処罰の対象とならない。

不法行為に基づく損害賠償（上記(1)④）については、未成年者が賠償を求める際に、訴訟能力、手続行為能力や親権者との利益相反の問題が生じる。

児童福祉法、児童虐待防止法による行政の介入や親権停止等（上記(1)⑤）については、特に保護者が宗教団体等に多額の寄附や物品購入をして子どもの養育が不十分となっているような場合に「虐待」ないし「著しい福祉の侵害」に該当するか否か明確でない。また、児童福祉法や児童虐待防止法は、前述の児童虐待防止法第3条の虐待禁止規定及び児童福祉法第34条の禁止規定を除くと、保護者の行為を行政の介入の契機としており、保護者以外の者の子の福祉を害する行為の防止のために十分とはいえない。

新法に基づく扶養料確保（上記(1)⑥）については、不法行為に基づく賠償請求と同様に、訴訟能力、手続行為能力、利益相反の問題が生じるほか、新法による債権者代位取消の要件が限定的であることや、未成年者が裁判手続を行う際の弁護士費用を支出できないなどの問題がある。

このように、現行法における子どもの権利侵害への対応には不十分な点があり、それを解消するために、信仰の自由に対する配慮しつつ、さらに立法措置を行う必要がある。

(3) 具体的な立法の提言

以上を踏まえ、以下のような立法を行うことが必要である。なお、これらの立法がなされても、単独の法律で子どもに対する権利侵害行為の全てを防

ぐことは困難と言わざるを得ない。各種の法律を必要に応じて適切に適用しつつ、子どもの権利擁護を図る必要がある。

- ① 宗教法人に対し、宗教活動において子の信仰の自由その他の子どもの権利を擁護し、子の成長発達に配慮することを義務付けること。具体的には、宗教法人法に、宗教法人の義務として子の信仰の自由及び成長発達に配慮することを規定すること。

子どもは、信仰心を育むに当たって監護者である親の影響を強く受けている上に、与えられた信仰を批判的に検討する能力が十分ではない場合もある。そして、子どもは、適切な教育を受けたり、多様な活動や文化・友人等との触れ合いなどを通して健全な成長が促されることを考えると、子どもが自由な信仰心を育みながら健全な成長・発達を遂げることを保障するために、宗教団体がその教義等を理由に信者の子どもに対して宗教活動への参加を執拗に指示・慫慂したり、日常生活における活動を規律することに対して、一定の制限を加えることにも合理性があるというべきである。

また、宗教団体やその関係者が、保護者が行う場合に児童虐待とされるような行為（児童虐待等への対応に関するQ&A参照）を子どもに行ったり、保護者にそのような行為をするように示唆したりすることは、児童虐待行為を共同ないしは助長するものである。特に、宗教団体の中には、教義に反する行為をする子どもに対して体罰を含む子どもの品位を傷つける形態の罰を容認する団体もあるとされているが、こうした行為は条約第19条等で明確に禁じられており、規制の必要性が高い。

前述のとおり、宗教法人法には解散命令の制度が設けられているが、どのような場合に要件である「法令に違反し、著しく公共の福祉に害する」のか明らかではない。そこで、宗教法人に対し、子どもの権利への配慮を義務付け、重大な違反があった場合に解散命令の対象となることを明確にすることが必要である。

- ② 児童の福祉に影響を及ぼす立場にある者や団体に対し、児童の権利擁護の努力義務を規定するとともに、信仰等に基づく権利侵害行為を規定し、重大な権利侵害行為について罰則を設けること。具体的には、(ア) 児童虐待防止法第3条に、第2項を設けて、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、児童が所属する団体及び保護者が所属する宗教団体の構成員等、児童の福祉に影響を及ぼす立場にある者は、特に児童の権利擁護に努めなければならない。」と規定すること。(イ) 児童福祉法第34条に、宗教活動や教義等

に基づいてなされる子どもの福祉を侵害する行為を具体的に列挙して禁止すること。例えば、宗教活動名目のもとに実態は児童労働に該当する無償奉仕活動に子どもの意思に反して従事させることや、保護者が子の同意なく子の財産を宗教団体に寄附することなどであり、これらの宗教等を理由とする重大な権利侵害行為については罰則を設けること。

児童虐待防止法第3条は、「何人も⁴、児童に対し、虐待をしてはならない。」と規定しているところ、この「虐待」は、同法第2条に定義された行為にとどまらず、広く子どもの福祉を害する行為や不作為を含むとされている。この点について、保護者が所属する宗教団体の関係者など、特に子どもに影響を及ぼす立場の者らに対して、福祉侵害行為が禁止されていることの認識を深める必要がある。そこで、児童虐待防止法第3条に第2項を設け⁵、宗教団体等の関係者に児童の福祉に影響を及ぼす立場にあることの自覚を促し、子どもの権利擁護に努める責務があることを明確にすることが有益である。

また、児童福祉法は、児童に対して行う禁止行為を具体的に規定（第34条第1項）し、違反に対する罰則を設けているが（第60条）、実際に宗教活動や教義等に基づいてなされる子どもの福祉を侵害する行為はこれらの規定には該当しない。そこで、同法第34条第1項に、宗教活動や教義等に基づいてなされる子どもの福祉を侵害する行為を新たに具体的に列挙して禁止し、例えば、宗教者が宗教活動名目のもと、実態は児童労働に該当する無償奉仕活動に従事させることや、保護者が子の同意なく子の

⁴ 現行の児童虐待防止法は、「児童虐待」について、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）が行う一定の行為と定義している（同法第2条）（この点で、同法3条が虐待を広く福祉侵害行為にとらえ、何人もそれをしてはならないと規定していることとは、主体と行為において異なっている。）。この点について、宗教等二世問題とは別に、従前から、学校の教職員、保育士、児童を監護しない親族など、児童と接触する機会が多く、かつ児童の成長発達に影響を与える者が児童の福祉を著しく侵害する場合があるとして、これらの者も「児童虐待」の主体とし、違反行為に対して関係機関が適切な対応を行うように立法すべきではないかとの議論がある。本意見書における提言は、「児童虐待」の主体は保護者に限定しつつ、特に児童に影響を及ぼす者に権利擁護義務を課すことを内容とするものである。

⁵ 保護者以外の者の福祉侵害行為に対応する機関について、現行法の児童虐待に対して中心に対応している児童相談所ないし市町村の児童福祉担当部署とするのか、それとも別の機関を想定するかについては、現在の児童相談所等による児童虐待対応が保護者によるものを前提とした設計となっており、人的物的体制も限られていることも踏まえ、さらに慎重な検討を加える必要がある。なお、例えば、子どもが、宗教団体の管理下にある場所で生活し、それを保護者が容認している場合など、保護者が宗教団体に対して監護を委託していると認められる場合などには、現行法の下でも、児童相談所による子どもの保護を含む介入は可能である。さらに、宗教団体による子どもへの虐待行為を保護者が容認し、放置している場合には、ネグレクトに該当する（「児童虐待等への対応に関するQ&A」問4-1）。

財産を宗教団体に寄附することなど、重大な権利侵害行為について罰則を設けることが考えられる。

③ 児童虐待防止法第2条の児童虐待の定義に経済的虐待を加えること

宗教等二世問題の一つとして、信者である保護者が、子どもの意思に反して、あるいは客観的に著しく不相当な形で子どもの財産を宗教団体に寄附したり、宗教団体やその関連団体から物品を購入したりするなどの行為があることが指摘されている。

こうした行為は、本来であれば子どもの健全な成長・発達のために使われるべき子どもの財産を失わせるものであり、財産管理権の濫用とも評価できるものであって、子どもの権利を害することは明らかである。

また、子どもの財産を費消するのではなく、逆に、子どもの成長、自立等に必要な費用に支出しないという形で子どもの福祉に反する財産管理を行う場合もある。例えば、子どもが相続等で得た財産を、親権者が子どもの教育等に適切に支出しない場合などである。

さらには、信者である保護者が、子どもの財産ではなく、自らの、あるいは同居親族の財産を過剰に宗教団体に寄附したり、これらの財産を用いて宗教団体やその関連団体から物品を購入したりすることによって、子どもの教育や余暇を含めた必要な生活費を支出しないという場合も考えられる。その中には、子どもの健全な成長のために世帯に給付される児童手当や、子どもの学業のために受給する奨学金あるいは教育ローンを、本来の用途に用いることなく、上記の寄附や物品購入に充ててしまう場合もある。

こうした行為の中には、児童虐待防止法第2条の「虐待」行為と同様に子どもの福祉を著しく害するものがある。すなわち、こうした行為が見られた場合には、児童相談所や市町村の児童福祉部局が保護者の監護に介入し、保護者を指導するとともに、必要に応じて子どもを一時保護したり、児童福祉施設や里親に措置したり、さらには、保護者の親権を停止又は喪失させる必要がある。

しかし、これらは、児童虐待防止法第2条が定める虐待類型（①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④ネグレクト）とは性質が異なるものであり、現行法で明確に虐待と定義されているとは言い難い。

この点で、児童虐待等への対応に関するQ&Aでは、「児童の財産管理権を有することに乗じ、児童のアルバイト等により得た収入（高等学校や大

学等への就学、進学に関し、児童に対して貸与もしくは支給された奨学金等を含む。)を取り上げ、児童本人の意思に反し、客観的に見て明らかに児童の現在の生活や将来につながらない目的に消費する行為は、児童からの信頼を裏切ることなどにより児童の心情を著しく傷つける行為として心理的虐待に該当する。」としている(問4-4)。

確かに、こうした行為は子どもの信頼を裏切る面で心情を傷つける可能性が高いものであるが、心理的虐待と位置付けると、その該当性判断に当たって子どもの心理面に着目する必要がある、特に子どもが低年齢の場合には判断が困難な場合が生じる可能性がある。

また、一定の行為を児童虐待と定義する趣旨としては、そうした行為(不作為を含む。)を明確に禁止して保護者がそうした行為に及ぶことを抑止するとともに、国民がそうした行為を認識した場合に通告等の対応を促す意義があるところ、一般的に、保護者による子どもの財産の使い込み等について、国民が直ちに心理的な虐待であると認識することは困難である。

したがって、高齢者や障害者の場合に経済的虐待が規定されていることを参照しつつ、保護者が財産管理権を濫用して子の財産を宗教活動に費消する場合等⁶を「経済的虐待」と定義するとともに、経済的虐待の定義に含まれないとしても、保護者が宗教活動に費用を支出して経済面で子の福祉を害する場合も不適切であることを通知等により明確化し、こうした行為の防止や円滑な介入につなげる必要がある。

⁶ 経済的虐待を定義するに当たり、子どもの福祉を経済面で害する行為としては、本文に記載したとおり、

ア 子どもの財産(預貯金、現金等)を子どもの意思又は客観的利益に反する形で寄附したり、物品を購入したり、その他、保護者又は第三者の利益を図るために費消すること

イ 子どもの財産から、子どもの成長・発達のために必要な支出を行わせないこと

ウ 保護者が、自身の資産から扶養義務を果たすこともなく、さらには、子どもの養育のために保護者に対して支給される給付金、手当等を他の目的で使用する等、子どもの財産ではなく保護者等の財産から子どもの成長、発達に必要な支出を行わないこと

が考えられる。

また、上記ウの場合に、具体的にどのような行為を虐待と位置付けるかについては、ネグレクトとの区別も含め検討が必要である。

ちなみに、高齢者虐待防止法(第2条)では、「高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること」を経済的虐待と定義し、虐待の一類型としており、障害者虐待防止法(第2条)も、障害者に対する同様の行為を虐待と規定している。また、「大阪府子どもを虐待から守る条例」は、経済的虐待の類型を定め、その定義を「保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分することをいう。」と規定している。さらに、「埼玉県虐待禁止条例」は、「養護者又は児童等の親族が当該児童等の財産を不当に処分することその他当該児童等から不当に財産上の利益を得ること」を虐待行為と規定し、養護者(児童等を現に監護する者)が児童に対してこれを行うことを禁止している。これらの規定を参考にしつつ、実態に即した実効的な規定が設けられるべきである。

- ④ 未成年者が新法第10条第1項各号に掲げられた権利を行使しようとする際に、弁護士費用の支援制度（償還義務を伴わない給付型の制度）を設けるとともに、未成年者が扶養義務者との間に具体的扶養義務を定める合意がある場合に、国又は地方自治体が扶養義務者に代わって扶養義務を履行した上で、扶養義務者に求償する制度といった、未成年者がより使いやすい扶養料請求の実現方法を検討すること。

新法により、制度上は子どもが親の寄附を取り消して扶養請求権を確保することが可能となったが、この法律に基づいて実際に扶養請求権を行使するには、以下のような問題がある。

ア 定期金債権の取得

債権者代位による寄附の取消を求めることができる「扶養義務等にかかる定期金債権の債権者（新法第10条）」となるためには、定期金債権について裁判外の合意をするか、調停合意又は審判を得る必要がある。一般的に、子どもと親などの扶養義務者が任意の合意をすることは考え難く、調停、審判手続が必要となると予想される。

また、扶養義務者が親権者の場合には、利益相反行為であるため特別代理人の選任（民法第826条）が必要となる。

イ 寄附の特定及び勧誘における禁止行為（新法第4条）の立証

新法第10条に基づいて新法第8条の取消権を代位行使する前提として、扶養義務者が宗教団体に対してどのような寄附をしたのか（取消の対象となる寄附）を特定する必要があるが、信仰に基づく寄附を寄附者以外が知ることは困難であり、特に子どもが寄附の内容を知ることはほとんど不可能と思われる。

また、新法第4条に規定する禁止行為がなされ、それに基づいて扶養義務者が「困惑」したことを主張立証する必要がある（そもそも「困惑」を要件としていることに問題があるとの指摘もある。）。

ウ 裁判を提起するための手続

扶養料請求の調停・審判ないし債権者代位訴訟においては、未成年者自身には手続行為能力及び訴訟能力がない。

また、子の親権者に対する扶養請求においても、債権者代位により親権者の寄附を取り消す訴訟においても、親権者と子は利益相反となると考えられる（債権者代位訴訟の場合は、親権者は被告とはならないものの、判決の効力が及び、訴訟告知をされて参加が可能な立場であること

を考えると、利益相反の関係に立つと考えられるだろう。)

したがって、親権停止等がなされ、未成年後見人が選任されている場合を除くと、子どもに対して特別代理人を選任する必要がある（民事訴訟法第35条）。

しかし、特別代理人の選任申立権者は、法定代理人又は親族等の利害関係人（民法第840条の類推適用）とされているところ、親族に協力者がいない場合に、特に年少の子どもが特別代理人の選任を求めることは現実的には不可能である。

エ 弁護士費用の負担

上記のような手続を行うには弁護士への委任が必須である。その際、子どもには資力がないため、弁護士費用の援助も不可欠である。

現状では、扶養料請求手続、債権者代位訴訟のいずれについても、子ども本人には手続行為能力及び訴訟能力が認められず、特別代理人、未成年後見人らが提起することとなるが、その際、特別代理人や未成年後見人が行う手続に対する報酬がどのように確保されるかについても判然としない。

以上のとおり、新法第10条の債権者代位による寄附の取消及び扶養請求権への充当は、特に未成年者がそれを実行するのは極めて困難と言わざるを得ない。

そのため、扶養義務者の寄附等によって十分な養育がなされず、生活に困窮する未成年者に対して、より使いやすい扶養料請求の実現方法を検討する必要がある。そこで、扶養に関する合意がなされているが扶養義務者からの支払がない場合には、国や自治体が扶養義務を肩代わりして、扶養義務者に求償する制度を設けるといったことが検討されるべきである。

また、扶養合意自体に困難が伴うことを考えると、そもそも債権者代位権の特例という形では限界があり、子どもの権利保障を実効的に図るための制度の在り方が正面から検討されるべきである。

仮に新法に基づく法的手続によって扶養料を確保する場合には、未成年者に資力がないことを踏まえ、公費に基づく弁護士費用の支援制度（償還義務を伴わない給付型の制度）を設けるべきである。その際、新法第11条の規定に基づき、国及び法テラスにおいて、未成年者についても利用可能な援助体制を構築すべきである。

5 安心して相談できる相談体制の構築（意見の趣旨1(4)関係）

(1) 相談担当者が宗教等二世問題に気づくことのできる体制の必要性

宗教等二世問題においては、子どもが保護者から宗教等の教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しい。そのため、子どもが宗教等に関する問題を抱えている旨の何らかのシグナルを出した際には、その周囲の大人がそのシグナルを逃さずに取り上げ、適切に対応することが必要である。

この点、厚生労働省が前記「児童虐待等への対応に関するQ&A」を发出し、また、文部科学省が「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の結果を踏まえた児童生徒等の教育相談等の取組について（通知）（令和4年10月6日、同年11月10日）」を发出したことから、保護者の信仰等による問題が、児童虐待につながり得ることや学校現場においても支援が必要なものであることがある程度認知され、児童虐待に対応する職員や、学校教員等においては、子どもが出したシグナルに対応する意識が高まったものと思われる。

しかしながら、子どもが出すシグナルは、例えば、友人関係の悩みや非行といった宗教等の問題とは一見関係のない問題として表れることもある。また、子どもが宗教に関連した話をした場合においても、子ども自身が本心を表明できず、宗教に対して明確な拒否感を示さない場合もある。そのため、子どもの相談窓口を有する公的機関においては、子どもが述べる相談事項のみに拘泥することなく、その相談事項の背景に宗教等に関する問題が存在していないか注意を払い、宗教等の問題を認識した場合には、子どもが宗教等に対してどのような気持ちを抱いているか慎重に聞き取る必要がある。さらに、例えば非行に関わる弁護士等においても、その非行の原因に宗教等に関する問題が関わっていないか注意を払う必要がある。

以上のことから、児童相談所等の職員や教員(子どもからの相談を受けることが多い養護教諭を含む。)だけでなく、公的機関における相談担当者や、学校医を含む小児科医や精神科医など、子どもに関する問題を取り扱う者の全てについて、宗教等二世問題についての理解を深められるように研修等の必要な措置を講じることが望ましい。

この点、新法の附帯決議において未成年者の子の援助を充実させること(第7項)などの適切な措置を講ずるべきであるとしており⁷、同法附則に示さ

⁷ 新法の附帯決議は、宗教二世を含む子どもが抱える問題等の解決に向け、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援、成人した宗教二世についても同様の支援や、就労の支援等の支援体制を構築することも求めている(第10項)。

れた2年後の見直しに向けて、具体的な検討を早急に行うべきである。

(2) 継続的な支援体制の必要性

種々の相談等において、子どもが宗教等に関する問題を抱えていることを認識したとしても、その場の相談対応のみで解決することは不可能である。宗教等二世問題は、当該子どもだけの問題ではなく、保護者等を含めた家族全体の問題であり、また、当該子どもの生活全てに根差す問題であるため、解決のために継続的な支援が必要となるからである。

そのため、都道府県等の地方自治体、児童相談所、児童養護施設・自立援助ホーム、法務局及び弁護士会等の子どもに関わる機関においては、宗教等二世の相談を受ける前提として、宗教等二世問題について、まずは自らがどのような支援を行うことができるかを認識し、それを他機関との間で共有しつつ連携しながら宗教等二世問題に取り組む体制を整え、その体制下でどのような支援が可能かを把握した上で相談を受けることが必要である。

この点で、児童福祉法改正によって令和6年4月より導入される意見表明支援事業（児童福祉法第6条の3第11項）を活用することも考えられる。例えば、都道府県や児童相談所と意見表明支援事業者との間において、宗教に関する問題を抱えている子どもについては、原則として意見表明支援員を関与させる運用を実施し、その支援員において、子どもの支援に必要と思われる他機関との連携を図るようにすることが考えられる。そうすることにより、宗教に関する問題を抱える子どもについて、一層きめ細やかで、かつ、継続的な支援がなされることが期待できる。

現状では、意見表明支援事業の対象は、児童福祉の対象となる子どもに限られているが、宗教の問題を抱える子どもの全てが児童福祉の対象になるとは限らない。こども基本法が施行され、全ての子どもの意見表明権の尊重が求められる中で、学校におけるアドボケイトなど、幅広く子どもに寄り添って意見を聞く体制を充実させることが、宗教等二世の子どものシグナルを漏れなく受け止めるためにも必要である。

さらに、一部の自治体においては、子どもの権利に関する条例等に基づき、子どもの相談・救済を行う権利救済機関を設けている。こうした機関の多くは、第三者機関として行政の施策とは独立した客観的立場から子どもの権利侵害状況を調査し、権利侵害者及び関係者との調整活動を行い、さらには勧告・要請・公表を行うものであり、宗教等二世問題の解決に役割を果たすことが期待できる。こうした第三者性を持つ権利救済機関を増やし、宗教等二

世の相談・救済に活用することも考えられる。

(3) 求められる相談体制

このように、宗教等二世の子どもの相談体制を整備するに当たっては、自らの置かれている状況を問題として認識し訴えることが難しいという宗教等二世の子どもの特徴や、相談した後に問題解決のための継続的支援につなぐ必要があることに留意し、子どもが安心して相談できるように、後述のとおり、民間の相談機関とも連携し、伴走的で全国的な相談支援体制を構築する必要がある。

6 伴走型の支援体制の構築（意見の趣旨 1 (5) 関係）

(1) 児童相談所等の役割とその支援体制の構築

児童相談所や市町村は、宗教等の信仰に関する事案について、児童虐待に該当する行為が疑われる場合には迅速に対応することが求められており（児童虐待等への対応に関わる Q & A 問 1 - 1）、適切に一時保護（児童福祉法第 33 条）を行うとともに、必要な場合には児童福祉施設等への入所等の措置（児童福祉法第 27 条第 1 項 3 号、同第 28 条）も講じる必要がある。

この点、保護対象となる子どもたちは、保護や相談等の支援を受けること、またそれらの支援を求めること自体が、宗教団体の教義等に反し、不利益等をもたらすと教え込まれている場合もある。子どもが安全な環境で保護されてもなお、不安を抱えたままであったり、またそうした心の状態が支援を担当する職員等との間に心理的な溝を生じたりする点にも留意が必要である。

そのためには、支援等の担当者（児童相談所職員、教員、一時保護所職員、児童養護施設等職員及び後述する自立援助ホームや子どもシェルターの職員等）が、子どもが信仰していた（あるいは信仰している）教義を理解した上で、当該子どもの置かれた立場や心情（教義との葛藤状態等を含む）を踏まえたケースワークやケアを行えるように、実際に発生した子どもの権利侵害と関連がある教義の内容及びそこで生じた子どもの権利侵害の内容などを国が集約し、必要に応じて守秘義務を負う相談担当者がその情報にアクセスできる制度を設けたり、具体的に支援に関わる中で生じた疑問等について、支援者が全国一律に随時相談できる体制を国の責任で構築することが求められる。

加えて、宗教等二世の子どもは、成人した後にも長年にわたり精神的に不安定な状態となることを余儀なくされ、生活上の困難を抱え続ける場合があることを踏まえ、子ども・若者期を通じた連続的な支援も行える体制を構築

する必要がある。

(2) 自立援助ホーム、シェルターの拡充

親が信仰を継続している場合、子どもが信仰から離反すると、教義によっては親子の間柄であっても以後の一切の交流を拒絶されることがある。また、そのような教義でなくとも、信仰を継続している親から終始、拒絶的対応や信仰への復帰を迫られるなど、自宅での生活継続が困難となる場合がある。一方で、宗教等二世当事者は貯蓄がなく、社会経験も乏しく、さらに後述のとおり心理的にケアが必要な状態であることが予想される。

そこで、児童相談所による一時保護が適切になされるとともに、年齢あるいは状況により一時保護所の利用が困難な子どもや若年成人についても安全に避難できる子どもシェルターの拡充が望まれる。この点、当連合会は、2011年2月18日付けで「子どものためのシェルター」の公的制度化を求める意見書を公表しているが、各地での子どものためのシェルターは資金面を含めた運営上の困難により、休止を余儀なくされているところもある。国による財政面の補助等、公的支援の一層の拡充が望まれる。

また、子どもシェルターは一時的な避難先であるが、その後も就労しながら、あるいは大学等に通学しながら生活をするのが可能な自立援助ホームの拡充も望まれる。さらに、施設や自立援助ホーム退去後のアフターケアの充実とともに、そうしたケアに携わる職員が宗教等二世問題に関する知識を得たり、相談ができる全国的な体制が構築されることが望まれる。

(3) 継続的な心理ケアの体制構築

信仰は、自らの価値観に大きく関わる。特に幼少の頃から保護者の信ずる信仰の教えを受けてきた子どもにとっては、信仰から離脱する前のみならず、その後も自身的人格形成や価値観の揺らぎ、社会的な常識との乖離等、長期間にわたり心理的な葛藤、困難を抱えることがある。また、信仰により社会の交友関係から隔絶されていた場合には、さらに孤独感に悩むことが宗教等二世当事者の声からうかがえる。

しかし、当事者が子ども時代に信仰から離れ、児童相談所が関与し施設入所等をした場合等、児童相談所の関与がある間は心理的ケアが行われるものと考えられるが、児童相談所の関与が終了すると継続的な心理ケアを受ける公的体制は存在しない。

また、現段階において、宗教に由来する心理的葛藤、困難に対して適切に対応できる心理専門職は乏しいと言わざるを得ない。

そのため、国は、後述 7 (1) の実態調査及び研究を実施するとともに、宗教等二世問題を含む宗教を背景とする心理的ケアができる人材の育成に努めながら、成人後も続けて受けられるケア体制を構築する必要がある。

7 宗教等二世問題の実態調査と啓発の必要性（意見の趣旨 1 (6) 関係）

(1) 実態調査の必要性と調査の在り方

宗教等二世問題と一口にいても、各団体の教義や性質、親の信仰の強さ等によってその影響は様々である。

効果的な宗教等二世への対応策を実現するためには、国の財政的な支援のもと、当事者に対する物的人的影響や望まれる支援策等について実態調査及び研究を各地において行う必要がある。なお、実態調査の際には、大きな団体のみならず、小規模な団体であっても子どもに対する権利侵害の程度は大きいものもあることから、各地方自治体において把握する情報も踏まえた、きめ細かな調査となることが望まれる。

この点について、国は、前述の文部科学省による学校への調査をしているほか、全国の児童相談所に対する調査を行う方針とのことであるが、そのほかにも、宗教等二世の当事者や、特に宗教等二世に関する情報に接することが多い当事者団体、支援する団体等からの聴き取りを行うなど、効果的な施策につなげられる調査を行うことが必要である。

また、国は、過去の子どもの死亡を含む重篤な宗教等二世の被害事案について調査及びどのような対応や支援が必要であったかの検証を行うべきである。

これらの調査及び検証を踏まえ、施策の不十分な部分を検討するとともに、宗教団体が活動内容を変えたり、新たな宗教団体等が活動を始めたりする可能性も考慮し、継続的に調査検証を行うことが求められる。

(2) 啓発の必要性

宗教等二世の権利侵害を防ぎつつ、仮に権利侵害が生じた場合に子ども自身が相談をしたり、周囲の第三者が子どもを支援につなげるためには、保護者、子ども、社会全体のそれぞれに向けた啓発が不可欠である。

(3) 子どもへの啓発の在り方

子どもへの啓発は、現状では、主に学校ないし幼稚園、保育園が担うのが適当である。子どもの年齢に応じて、子どもを含む誰もが信仰の自由を持つこと、保護者と子どもが別の信仰を持つことも、あるいは信仰を持たないことも自由であること、さらには、こども基本法で盛り込まれた基本理念（生

命、生存、発達の権利や子どもの意見の尊重等) や悩んだ際の相談方法を分かりやすく説明することが求められ、この点も上記3(2)に記載した学校向けのマニュアル等に盛り込むべきである。

また、子どもの年齢に応じて、問題となる事柄を整理して伝えることも必要である。例えば、高校生や大学生に対しては、宗教団体からの勧誘方法(正体を秘して近づく場合もある等) についての注意喚起も必要である。

さらに、学校等で子どもの啓発活動を行う際には、上記3(2)に記載したマニュアル等を踏まえて、教員等に対しても研修を行うことが必要不可欠である。啓発活動により子どもが学校に相談した際に、教員等が適切な対応を取ることができなければ、子どもが外部に相談する意欲を喪失させてしまうからである。

なお、啓発活動は、学校であれば授業で説明することが一つの柱になると考えられる。その際に注意すべきこととしては、宗教等二世として被害を受けている子どもにとっては授業内容が心理的な負担になる可能性があることである。保護者から信者ではない人の話を信じてはいけないと言われていたり、自分の置かれている環境が問題であると気づいておらず心理的に動揺することがあり得る。そのため、教員は、スクールカウンセラーや養護教諭とも連携しつつ、授業中や授業後のフォロー体制を準備しておくことも必要である。

他方、子どもへの啓発活動の方法として、弁護士会が実施している弁護士による学校への出前授業を活用することも考えられる。

(4) 保護者を含む社会全体への啓発の在り方

保護者を含む社会全体への広報も現状では不十分であり、国は、パンフレット等を作成し、子ども自身が信仰の自由を持つこと、信仰を理由とする場合でも、子どもの福祉を害する行為は、前述の通り児童虐待防止法第3条の虐待として禁止されていることなどを知らせる必要がある。

その際、自治体等で広く行われている虐待や体罰防止の広報の内容として宗教等二世の問題を盛り込んだり、法務局の人権擁護部局や上記5(2)に記載した自治体における子どもの権利に関する相談・救済機関を活用したりすることが考えられる。

さらに、信仰に基づいて子どもに不適切な養育を行う保護者に対しては、児童相談所や市町村が指導や支援を行うに当たり、宗教等二世の問題により子どもがその後、長く苦しむことなどを効果的に伝えつつ、不適切養育をや

めるように説得できるようスキルを高めることが求められる。

8 民間団体の取組への支援の在り方（意見の趣旨 1 (7) 関係）

(1) 民間団体の役割

一般的に、子どもの相談、権利救済や権利擁護の活動においては、民間団体⁸が大きな役割を果たしている。また、宗教被害に関する支援を目的としたピアサポート団体を含む民間支援団体があり、当事者からの相談を受けて支援を行ったり、社会への啓発や行政の施策に対する意見具申をしたりするなど精力的な活動を開始している。こうした団体は、宗教等二世問題を深く理解しており、かつ、当事者が相談しやすい性質を有しているため、宗教等二世問題の実態把握、相談、支援において大きな役割を果たすことが期待されるが、多様な宗教等二世当事者の集う場として十分な状態には至っていない。

そのため、国は、宗教等二世の子どもの支援のために、これら民間団体が重要な役割を果たすことを認識し、民間団体が行う宗教等二世への支援に対して適切な情報提供や経済的支援等の援助を行うことが求められる。

(2) 支援における留意点

子どもを支援する民間団体等が効果的な活動を行うためには、宗教等二世の問題を理解し、支援をする子どもの背景に宗教等二世の問題が存在しないか否かに留意することが重要である。その際、宗教等二世が、容易に第三者に悩みを相談できない環境、心理的状态にあることを特に理解して、把握に努める必要がある。

また、宗教等二世の子どもの支援には、多機関連携による伴走型支援が必要となることを認識し、対象となる子どもを把握した際には、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして関係機関と情報共有し、連携した支援に努める必要がある。

9 地方自治体の取組（意見の趣旨 2 関係）

宗教等二世問題に関する施策においては、教育、児童福祉、医療など、地方自治体が中心的に担う部分が多い。したがって、地方自治体においては、宗教等二世問題の現状と、国が行う宗教等二世に関する施策を十分に理解し、民間団体とも連携しながら確実に施策を進め、宗教等二世の問題を抱える子を漏

⁸ 民間団体としては、子ども食堂、フリースペースなど居場所事業、チャイルドラインなどがあげられる。

れなく把握し、支援を届けるように努めることが求められる。その際、多くの宗教等が各地域に存在するところ、問題の現れ方も地域によって様々であることに留意して、困難を抱える全ての宗教等二世に支援が届くように努めるべく、国と情報を共有・交換しながら、それぞれの地域の実情に応じた対応を検討・実施する必要がある。

以 上